

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために 1999 年の国連総会で採択され、締約国 189 カ国中 115 カ国が批准 (2023 年 1 月現在) している。選択的議定書では、条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」していることから、国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告している。

国の第 5 次男女共同参画基本計画においても、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」としており、この立場に立って政府が直ちにに取り組むべきである。

よって、政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 4 日

鳥取市議会議長 西 村 紳 一 郎

内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)
様